

番号	題名	提案課	概要
1	岡山県地域未来基金条例	地方創生推進室	<p>産業クラスターの形成及び拡大、地場産業の付加価値向上及び販路開拓の支援等を行うことにより、地域の発展を図るため、岡山県地域未来基金を設置するものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>岡山県地域未来基金を設置する。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
2	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	人 事 課	<p>国家公務員の特殊勤務手当の改正に鑑み、災害応急作業等従事職員が行う被災施設等における巡回監視の作業等に係る特殊勤務手当の支給額を改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>災害応急作業等従事職員が行う次の作業又は業務に係る特殊勤務手当の支給額を改める。</p> <p>1 被災施設等において行う巡回監視の作業 日額 710円 → 日額 950円</p> <p>2 被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業 日額 1,080円 → 日額 1,440円</p> <p>3 災害救助法が適用された災害発生市町村の区域（県内を除く。）において行う避難所の運營業務その他の被災地支援に関する業務 日額 710円 → 日額 950円</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>
3	岡山県税条例の一部を改正する条例	税 務 課	<p>地方税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除について特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 個人の県民税</p> <p>(1) 寄附金税額控除について、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定（以下「指定」という。）に係る基準（以下「基準」という。）に次の基準を加える。</p> <p>ア 都道府県等が指定の対象となる期間（以下「指定対象期間」という。）において受領する寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における寄附金の募集に要する費用の額として算定した額を控除して得た額（イにおいて「寄附金活用可能額」という。）が、当該指定対象期間において受領する寄附金の額の合計額の100分の60に相当する金額以上であること。</p> <p>イ 寄附金活用可能額の用途に関する事項について、公表すること。</p> <p>(2) 基準に適合すべき期間について、指定対象期間の初日前1年以内を指定対象期間の初日前4年以内に改める。</p> <p>(3) 寄附金税額控除に係る特例控除額について、納税義務者の所得割の額に100分の20に相当する金額と77万2千円（当該納税義務者が</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>指定都市の区域内に住所を有する場合には、38万6千円)とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。</p> <p>(4) 地方税法の施行地において公的年金等の支払を受ける県内に住所を有する個人であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者は、地方税法に基づく県民税に関する申告書を、当該公的年金等の支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所地の市町村長に提出しなければならないこととする。</p> <p>(5) 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が令和12年であるものまで延長する。</p> <p>(6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置の対象となる土地等の譲渡について、その譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法に規定する浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、優良住宅地の造成等のための譲渡に該当しないものとみなすこととする。</p> <p>(7) 非課税措置を講じられている非課税口座内上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等について、非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設する個人の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、配当割及び株式等譲渡所得割を課することとする。</p> <p>(8) 所得割の納税義務者が前年中に特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として計算した金額（(9)において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額に相当する所得割を課することとする。</p> <p>(9) 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した地方税法の規定による申告書を提出した場合において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することとする。</p> <p>2 不動産取得税</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(1) 住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の対象となる住宅から特定区域内住宅を除くこととする。</p> <p>(2) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に係る事業区域内において認定事業の用に供する不動産を取得した場合の不動産取得税の課税標準の特例の適用について、当該認定事業の事業区域の全部又は一部が特定都市再生緊急整備地域の区域内にあるものにあつては、地方税法施行令で定める要件を満たすものに限ることとする。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="margin-left: 2em;">（ 施行期日 令和9年1月1日。ただし、 1 (1)及び(2)並びに3の一部については、令和8年10月1日 1 (6)及び3の一部については、令和10年1月1日 2 (1)については、令和11年4月1日 2 (2)については、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第13号に掲げる規定の施行の日 1 (8)及び(9)については、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日</p>
4	地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	税務課	<p>地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、事業税の課税免除等の対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を延長する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な理由】</p> <p>1 事業税の課税免除等の対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を令和10年3月31日まで延長することとする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 条例の公布の日）</p>
5	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例	指導監査課	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認定こども園の職員の配置の基準を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の職員の配置の基準について、内閣府・文部科学省告示と同一の基準に改める。</p> <p>2 認定こども園の職員の資格の基準について、内閣府・文部科学省告示と同一の基準に改める。</p> <p>3 認定こども園の児童対象性暴力等の防止の基準について、内閣府・文部科学省告示と同一の基準を定める。</p> <p>4 認定こども園の職員の配置等に係る基準の特例について、内閣府・文部科学省告示と同一の特例に改める。</p> <p>5 その他規定の整備を行う。</p> <p style="margin-left: 2em;">（ 施行期日 条例の公布の日。ただし、 3については、令和8年12月25日</p>

番号	題名	提案課	概要
6	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例	指導監査課	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の児童対象性暴力等の防止の基準を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の児童対象性暴力等の防止の基準について、内閣府令と同一の基準を定める。 2 保育所の職員の基準について、内閣府令と同一の基準に改める。 3 保育所の職員の配置に係る基準の特例について、内閣府令と同一の特例に改める。 4 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">（施行期日 条例の公布の日。ただし、 1については、令和8年12月25日）</p>
7	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例	指導監査課	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の児童対象性暴力等の防止の基準を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幼保連携型認定こども園の児童対象性暴力等の防止の基準について、内閣府・文部科学省令と同一の基準を定める。 2 幼保連携型認定こども園の学級の編制の基準について、内閣府・文部科学省令と同一の基準に改める。 3 幼保連携型認定こども園の職員の数等の基準について、内閣府・文部科学省令と同一の基準に改める。 4 幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る基準の特例について、内閣府・文部科学省令と同一の特例に改める。 5 その他規定の整備を行う。 <p style="text-align: right;">（施行期日 条例の公布の日。ただし、 1については、令和8年12月25日）</p>